

釧路市発注工事における現場代理人・主任技術者等の配置等に関する取扱要綱の主な改正点

1 金額要件の見直し（第8条、第12条第2～4項、第13条第2項）

建築業法施行令の改正に伴い、各金額要件について下記のとおり改正する。

	改正前	改正後
現場代理人の兼任（1件当たりの請負金額）	3千5百万円未満 （建築一式工事は7千万円）	4千万円未満 （建築一式工事は8千万円）
主任技術者等の専任を要する請負金額の下限	3千5百万円以上 （建築一式工事は7千万円）	4千万円以上 （建築一式工事は8千万円）
監理技術者の配置を要する下請金額の下限	4千万円以上 （建築一式工事は6千万円）	4千5百万円以上 （建築一式工事は7千万円）
主任技術者等の兼任の制限（兼任する工事の請負金額の合計）	3千5百万円以上 （建築一式工事は7千万円）	4千万円以上 （建築一式工事は8千万円）

※JVにおける取扱いも同様とする。

2 同一工事とみなせる範囲の合理化（第14条第3項）

同一工作物の関連工事を別の主任技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物又は連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合は、同一の主任技術者等による管理を認めることとする。

3 現場代理人・主任技術者等の途中交代の条件の見直し（第5条、第17条）

働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、現場代理人・主任技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、現場代理人・主任技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、現場代理人・主任技術者等の途中交代を可能とする。